

第3章 防災組織

災害の予防、応急及び復旧対策等の防災活動に即応する体制を確立し、災害対策の総合的運営を図るため、本章においては、防災に関する組織及びその運営、災害に関する情報及び気象予警報の伝達等に関する事項を定め、災害対策の実施体制の確立を図る。

なお、町における防災行政を総合的に運営するための組織として基本法に基づく町防災会議があり、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、各機関はそれぞれ災害対策本部を設置して応急対策活動を実施する。

第1節 組織計画

第1 町防災会議

町防災会議は、町長を会長とし、基本法第16条の規定に基づく「南幌町防災会議条例（昭和37年12月10日条例第17号、資料45）」第3条第5項に定める者を委員として組織するものであり、本町における災害に関する基本方針及び計画を作成し、その実施の推進を図るとともに災害情報の収集等を任務とするもので、その組織及び運営の概要は次のとおりである。

1 組織

町防災会議の組織は、資料1のとおりである。

2 運営

「南幌町防災会議条例（昭和37年12月10日条例第17号、資料45）」及び「南幌町防災会議運営要綱（平成18年11月21日訓令第20号、資料46）」の定めるところによる。

資料1	南幌町防災会議組織図	239
資料45	南幌町防災会議条例	383
資料46	南幌町防災会議運営要綱	385

第2節 災害対策本部

町長は、町の区域内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で必要であると認められるときは、基本法第23条に基づき、次により災害対策本部（以下「本部」という。）を設置し、防災活動を推進する。

1 設置

(1) 設置基準

本部は、基本法第23条の規定により、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、次の基準のいずれかに該当し、町長が必要と認めたときに設置する。

本部設置基準	
風水害	<ul style="list-style-type: none"> ・特別警報（大雨・暴風）が発表されたとき。 ・多くの住家又は人的被害が発生し、被害の拡大が予想される時。 ・多くの地域で避難勧告、孤立集落等が発生し、応急対策が必要なとき。 ・多くの交通機関の障害又は生活基盤の被害が発生し、応急対策が必要なとき。
雪害	<ul style="list-style-type: none"> ・特別警報（暴風雪・大雪）が発表されたとき。 ・多くの住家又は人的被害が発生し、被害の拡大が予想される時。 ・多くの地域で孤立集落、避難者等が発生し、応急対策が必要なとき。 ・多くの交通機関の障害又は生活基盤の被害が発生し、応急対策が必要なとき。
地震	<ul style="list-style-type: none"> ・町内に震度5弱以上の地震が発生したとき。 ・町内に地震による大規模な被害が発生したとき、又は発生するおそれがあるとき。
大事故等	
航空災害	<ul style="list-style-type: none"> ・人命の救助救出活動の難航が予想される時。 ・航空機が消息を絶ったとき。
道路災害	<ul style="list-style-type: none"> ・被害が大規模なとき。 ・人命の救助救出活動の難航が予想される時。
危険物等災害	<ul style="list-style-type: none"> ・被害が大規模なとき。 ・人命の救助救出活動の難航が予想される時。
大規模火災	<ul style="list-style-type: none"> ・被害が大規模なとき。 ・人命の救助救出活動の難航が予想される時。
林野火災	<ul style="list-style-type: none"> ・火災が複数の市町村にわたり消火活動の難航が予想される時。 ・人命の救助救出活動の難航が予想される時。
冷（湿）害	<ul style="list-style-type: none"> ・各地で冷（湿）害被害が発生したとき。

(2) 名称

南幌町〇〇〇災害対策本部とする。
ただし、〇〇〇は、災害名を付する

(3) 設置場所

本部は、原則として役場庁舎に設置する。
なお、役場庁舎が被災した場合を想定して、代替施設を選定しておく。

(4) 通知

町長は、本部を設置したときは、直ちに、次の機関に通知するとともに庁舎正面玄関に標識を掲げる。

- ア 空知総合振興局
- イ 町防災会議構成機関
- ウ 隣接の市町

(5) 廃止

町長は、災害の発生するおそれが解消したと認めた場合、又は災害応急対策活動がおおむね完了したときに廃止する。
なお、廃止の通知は、設置の場合に準ずる。

2 組織

本部の組織図及び業務分担については、資料2による。

3 運営

本部の運営は、「南幌町災害対策本部条例（昭和37年12月10日条例第18号、資料47）」の定めるところによる。

本部員会議は、本部長・副本部長及び本部員で構成し、災害対策の基本的な事項について協議する。

(1) 本部員会議の協議事項

- ア 本部の配備体制の切り替え及び廃止に関すること。
- イ 災害情報・被害状況の分析と、それに伴う対策活動の基本方針に関すること。
- ウ 関係機関に対する応援の要請に関すること。
- エ その他災害対策に関する重要な事項

(2) 本部員会議の開催

- ア 本部員は、それぞれ所管事項について本部員会議に必要な資料を提出しなければならない。
- イ 本部員は、必要により所要の職員を伴って本部員会議に出席することができる。
- ウ 本部員は、本部員会議の招集を必要と認めるときは、総務対策部長にその旨申し出る。

(3) 決定事項の周知

本部員会議の決定事項のうち、本部長が職員に周知する必要があると認めたものについては、速やかにその徹底を図る

(4) 意思決定権限者の代理順位

本部の設置後、意思決定権限者が不在または連絡不能で、特に緊急に意思決定を必要とする場合、次の順位により所定の決定権限者に代わって意思決定を行う。

決定権限者	役職名	代替職員		
		代替順位 1 位	代替順位 2 位	代替順位 3 位
本部長	町長	副町長	教育長	総務課長
副本部長	副町長	教育長	総務課長	都市整備課長

資料 2	災害対策本部組織図	240
資料 3	災害対策本部の業務分担	241
資料47	南幌町災害対策本部条例	387

第 1 町職員の非常配備体制

1 本部設置前の非常配備体制（初動）

出水、地震、暴風雪、豪雪、風害、火災の発生時や災害発生のおそれがある場合の初動体制を明確にするため、「災害対策本部設置前の非常配備体制（初動）」に定めるところにより、初動体制をとる。

2 本部の配備体制

本部は、災害が発生し、又は発生するおそれのある場合に災害予防・応急対策を迅速かつ的確に実施するため、以下に定めるところにより必要な配備体制をとる。

(1) 非常配備の基準

ア 本部は、被害の防除及び軽減並びに災害発生後における応急対策の迅速かつ強力な推進を図るため、非常配備の体制をとるものとする。ただし、本部が設置されない場合であっても、非常配備に関する基準により配備の体制をとることがある。

イ 非常配備の種別・配備内容・配備時期等の基準は、次のとおりとし、配備の決定は本部長が行う。

非常配備に関する基準

区分	配備の基準	配備の内容	任務	担当部
第1非常配備 (準備体制)	1 気象、地象及び水象に関する情報又は警報を受けたとき。 2 その他特に本部長が必要と認めたとき。	情報連絡のため総務対策部総務班が当たる。情報連絡のため各部・課長等をもって当たるもので、状況により更に次の配備体制に円滑に移行できる体制とする。	1 情報の収集 2 関係機関との連絡	総務対策部総務班各部長等
第2非常配備 (警戒体制)	1 局地的な災害の発生が予想される場合又は災害が発生したとき。 2 その他必要により本部長が非常配備を指令したとき。	災害応急対策に関係ある各部の所要人員をもって当たるもので、災害の発生とともにそのまま直ちに非常活動を開始できる体制とする。	1 情報の収集 2 関係機関との連絡 3 応急措置の実施	各班長等
第3非常配備 (出動体制)	1 広域にわたる災害の発生が予想される場合又は被害が特に甚大であると予想される場合において、本部長が当該非常配備を指令したとき。 2 予想されない重大な災害が発生したとき。 3 その他本部長が必要と認めたとき。	本部の全員をもって当たるもので、状況により、それぞれの災害応急活動ができる体制とする。	1 災害業務全般の実施	全職員

(備考) 災害の規模及び特性に応じ、上記基準により難いと認められる場合においては、臨機応変の配備体制を整える。

(2) 本部各部の動員

動員(招集)の方法は、次のとおりとする。

ア 総務対策部は、本部長の非常配備決定に基づき本部員及び各部長に対し、本部の設置及び非常配備の規模を通知する。

イ 上記の通知を受けた各部長は、配備要員に対し当該通知の内容を通知する。

ウ 各部長より通知を受けた配備要員は、直ちに所定の配備につく。

エ 各部においては、あらかじめ部班内の動員（招集）系統を確立しておく。また、勤務時間外等においても円滑に招集できるよう携帯電話等による連絡方法を周知しておく。

オ 本部が設置されない場合における職員の動員（招集）は、本計画の定めに準じて行う。

3 非常配備体制の活動要領

(1) 本部の活動開始及び終了

ア 活動の開始

災害が発生するおそれがあり、又は発生した場合、本部の設置基準により本部が設置されたとき、本部はその一部又は全部が活動を開始する。

イ 活動の終了

本部長は、予想された災害の危険が解消したと認められるとき又は災害発生後における応急措置がおおむね完了したと認められるとき、本部の活動を終了し、廃止する。

(2) 非常配備体制下の活動

ア 第1非常配備体制下の活動

第1非常配備体制下における活動の要点は、おおむね次のとおりとする。

(ア) 総務対策部長は、气象台その他関係機関と連絡をとり、気象情報の收受・伝達等を行う。

(イ) 総務対策部長は、雨量・水位等に関する情報を関係先から収集する。

(ウ) 関係各部長は、総務対策部からの情報又は連絡に即応し、情勢に対応する措置を検討するとともに、随時待機職員に必要な指示を行う。

(エ) 第1非常配備につく職員の人数は、状況により各部長において増減する。

イ 第2非常配備体制下の活動

第2非常配備体制下における活動の要点は、おおむね次のとおりとする。

(ア) 本部長は、本部の機能を円滑にするため、必要に応じて本部員会議及び部長会議を開催する。

(イ) 各部長は、情報の収集伝達体制を強化する。

(ウ) 総務対策部長は、関係部長及び防災会議構成機関と連絡を密にして客観情勢を判断するとともに、その状況を本部長に報告するものとする。

(エ) 各部長は次の措置をとり、その状況を本部長に報告する。

a 事態の重要性を部員に徹底させ、所要の人員を非常業務につかせること。

b 装備・物資・資機材・設備・機械等を点検し、必要に応じて被災現地（被災予想地）へ配置すること。

c 関係部及び災害対策に関係のある外部機関との連絡を密にし、活動体制を整備すること。

ウ 第3非常配備体制下の活動

第3非常配備が指令された後は、各部長は災害対策活動に全力を集中するとともに、その活動状況を随時本部長に報告する。

(3) 本部連絡員、本部情報収集責任者

本部長は、必要に応じ情報の収集及び連絡事項の伝達を円滑にするため、本部連絡員及び本部情報収集責任者を置く。

ア 本部連絡員

総務対策部長が必要と認めたときは、本部連絡員を置く。

本部連絡員は、各部の災害に関する情報及び応急対策の実施状況を取りまとめて本部に報告するとともに、本部からの連絡事項を各部に伝達する。

イ 本部情報収集責任者

災害対策本部の設置と同時に本部情報収集責任者を置く。

本部情報収集責任者は、総務対策部職員のうちから総務対策部長が指名する者をもって充てる。

4 標識

(1) 本部を設置したときは、役場正面玄関に標示板(資料15)を掲出する。

(2) 本部長・副本部長・本部員・各部長及びその他の本部の職員が、災害時において非常活動に従事するときは、腕章(資料16)を着用する。

(3) 災害時において、非常活動に使用する本部の自動車には、標旗(資料17)を付ける。

5 町長の職務の代理

本部の設置をはじめ、災害応急対策に係る町長の職務に関して、町長に事故あるときは、副町長がその職務を代理する。

資料4	災害時等の非常配備体制(初動)について	249
資料5	災害対策本部設置による非常配備体制と本部設置前の非常配備体制(初動)の活動等内容比較表	252
資料6	災害対策本部設置前の非常配備体制(初動)模式図	253
資料7	出水時の非常配備体制(初動)職員配置表	254
資料8	地震発生時の非常配備基準別(初動)職員配置表	255
資料9	暴風雪・大雪時の非常配備体制(初動)職員配置表	256
資料10	暴風時の非常配備体制(初動)職員配置表	257
資料11	火災発生時の非常配備体制(初動)職員配置表	258
資料12	各種災害時の非常配備体制(初動)職員配置内訳一覧表	259
資料13	公共施設(建物)管理所管別一覧表	260
資料14	出水時の非常配備体制車両配備計画表	263
資料15	標示板	264
資料16	腕章	265
資料17	標旗	266

第3節 住民組織等への協力要請

第1 住民組織等への協力要請

災害時において、災害応急対策等を円滑かつ迅速に実施するため、町長は、特に必要と認める場合は、住民組織等に対し協力を要請する。

第2 協力要請事項

1 協力要請事項

住民組織等に対して協力を要請する事項は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 災害時における住民の避難誘導、救出及び被災者の保護に関すること。
- (2) 緊急避難のための指定緊急避難場所及び被災者の収容のための指定避難所の管理運営に関すること。
- (3) 災害情報の収集及び本部への連絡に関すること。
- (4) 災害情報等の地域住民に対する広報に関すること。
- (5) 指定避難所内での炊き出し及び被災者の世話に関すること。
- (6) 災害箇所の応急措置に関すること。
- (7) 本部員が行う人員、物資等の輸送に関すること。
- (8) その他救助活動に必要な事項で、町長が協力を求める事項。

2 協力要請先

協力を要請する主な住民組織等は、次のとおりとする。

団体名	関係所管課
南幌町赤十字奉仕団	保健福祉課
南幌町区長会	総務課

備考 各町内会の代表者名、連絡先等については、別に名簿を作成しておくものとする。

第3 自主防災組織への協力要請

- 1 自主防災組織の育成については、第4章第5節「自主防災組織の育成等に関する計画」による。
- 2 自主防災組織が組織された場合にあつては、町長は、自主防災組織に協力を要請する。